

お客様に親しまれる職員を目指します

竹俣 真依 さん



たけまた まい さん / 昭和63年8月生まれ  
北見信用金庫津別支店に勤務 / 東町

# 青春

くるーずあっぷ

今回お話しを伺ったのは、北見信用金庫津別支店に務めて2年目になる竹俣真依さんです。小学校、中学校を津別町で過ごし、北見柏陽高校を卒業後、北海道武蔵女子短期大学で英文学科を専攻。2年間の大学生活を経て、北見信用金庫に就職。「もともと地元での就職を目指していて、大学の担任が北見信用金庫を勧めてきたのが就職のきっかけですね」と話します。現在、担当している仕事は為替業務（振込や送金で債権や債務の決済を行う業務）で、「お金を扱っ

ている仕事なので、慎重に、緊張感を持って取り組んでいます」と語る。

最近の趣味は買い物と話す竹俣さん。昨年購入した愛車のラパンで月に1回札幌へ行っているそうです。「海外旅行にも興味があり、最初は韓国に行つて、慣れたら暖かい所に行きます」（笑）。

最後にこれからの意気込みを伺うと、「もっと親しみやすく、信頼されるような職員を目指します」と初心を忘れず日々努力されている竹俣さんでした。

# 温故知新

【395】

## 津別産健康果実「アロニア」の栽培

西山 健 さん

アロニアは、「北アメリカ東部原産のパラ科の小果樹で、健康食品として用いられている果実で、近年、道内で栽培が広がっています」と話された。

平成14年、アロニアの共同研究のため、北海道津別アロニア研究会（代表浅野輝明）を設立。津別トラック協会会長の浅野さんが、テレビ放送でアロニアの効能について知り、栽培したらどうだろうかと、相談を受けたのが始まりです」と話す。

栽培は、無農薬で化学肥料を使わずに、アロニア約1000本の



にしやま たけし さん / 昭和7年2月、達美で生まれる / 79歳  
達美在住

# 健康いきいき

## 地域で高齢者を支えよう ～高齢者虐待の防止～

介護保険制度が普及する中、高齢者に対する虐待が社会的な問題となり、平成18年に『高齢者虐待防止法』が施行されました。

高齢者に対する虐待は、介護者が病気や介護疲れにより身体的・精神的問題を抱えてしまった場合や、家庭の問題で家族関係が不安定になったり社会的に孤立してしまつた場合など、複雑な要素が重なり発生しています。

### 高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、身体的虐待（たたく、けるなど）、心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）、介護世話の放棄・放任（食事を与えない、必要な介護を受けさせないなど）、経済的虐待（年金を無断で使う、了解なしに財産を処分するなど）、性的虐待（本人が嫌がる性的行為、失禁した罰に裸で放置するなど）を、高齢者虐待と位置づけています。

### 高齢者虐待防止ネットワ ークが設置されています

町では、介護サービス事業者や医療機関、民生委員・児童委員協

議会、自治会などと協力して高齢者の虐待防止、虐待を受けた高齢者の保護やその家族を支援するため、「津別町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を平成19年12月に設置しました。

この会議では、虐待を未然に防いだり、虐待事例が発生した際の早期発見・対応のシステムづくりをおこなっています。虐待の防止や早期発見のためには、地域の皆様の協力が不可欠です。

### 地域で高齢者を支え ましょう

皆さんのまわりで、「おや？最近なんだか様子がおかしいな？」と思うことはございませんか？隣近所のちょっとした気づかいが、高齢者と介護者を救うきっかけになります。

また、介護で悩んでいる方はいませんか？どんな小さなことでも一人で悩まず、下記の窓口までご相談ください。



栽培が行われています。「アロニアの成分には活性酸素を除去するポリフェノールとカロテノイドが豊富に含まれていて、老化防止や生活習慣病の予防等の効果が期待され、なかでもポリフェノール的一种である「アントシアニン」という眼精疲労に効果がある成分が、ブルーベリーの約2倍含まれて大変注目されています」と語る。

栽培を始めてから昨年で8年。最初の4年間は、思うほど実が生りなくて試行錯誤でした。本格的な収穫は平成19年からで、収量は1本当り4kgから4.5kgで、毎年全国で4t以上を収穫することが出来るようになりました。

商品化は、「北見市にある北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの研究員・抜山嘉友さんの指導、助言を受けて、ドリンク、ヨーグルトソース、ジャムなどに加工し、販売しています」と話す。

北海道が推進している「食クラスター構想」で、道産果実のハスカップ、アロニア、シーベリーの3種類を特産品として高めるため、新キヤラクター「リトルベリーズ」が作られ、ポスターやチラシなどのほか、シールを商品容器に張って宣伝が予定されている。「津別町の特産品として、多くの人に知ってもらいたい」と語る西山さんです。

# 暮らしを支える 税

原付や軽自動車等の  
名義変更等の手続はお済  
ですか

原動機付自転車や軽自動車等の名義変更や廃車の手続はお済でしょうか。

軽自動車税は、その年の4月1日現在で所有している方が納めることになっていきます。原動機付自転車や軽自動車等を譲られて所有者（使用者）が変わって手続をしない方やもつ使用しない原動機付自転車や軽自動車等を所有している方は、そのまましておくとも課税になります。このような方は名義変更や廃車の手続が必要になります。

手続き先は、原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター等）は役場税務担当で、軽自動車は軽自動車協会（北見市）で、小型二輪は北見陸運事務所です。詳しくは役場税務担当までお問い合わせください。

### 町税の未納はありませんか

町税を未納のまま放置しておくとも本税の他に延滞金がかかる場合があります。未納の税金がないかお確かめのの上、未納分は早急に納付願います。また、納付が困難な場合は、放置せず収納担当までご相談ください。